事業用償却資産の申告

申告期間　1月4日（月）～2月1日（月）

内　容　平成28年1月1日現在、町内に事業用の償却資産を所有している法人または個人事業者は、必ず申告してください。

詳細については、国税庁ホームページをご覧ください

対象となる資産　▽構築物（広告塔、門および塀、煙突など）▽機械・装置（旋盤、プレス機、土木建設用機械など）▽船舶▽航空機▽車両・運搬具（大型特殊自動車、構内運搬車など）▽工具・器具・備品（測定工具、切削工具、理美容機器、事務用機器など）

申告の内容　資産の種類、名称、取得年月、取得価格、耐用年数など

申告書提出・問合せ　税務課　☎0495（77）2116

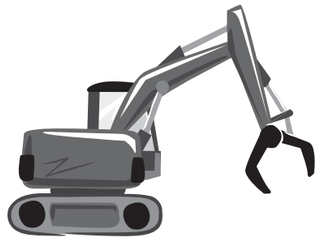

平成27年分所得税確定申告
税理士による無料税務相談を ご利用ください

各税理士事務所において申告相談及び申告書の作成を無料で行います。希望する方は、事前に各税理士事務所に電話連絡のうえご利用ください。

対象者　年収600万円以下の給与所得者で医療費控除や住宅借入金等特別控除などの申告をする方、および年金受給者で確定申告が必要な方

相談日時　2月1日(月)～15日(月)
（日曜・祝日を除く）
午前9時30分～午後4時

※事前連絡の際に相談日時、必要書類等を確認してください。

日程	税理士名	電話	事務所所在地
2月1日(月)	青木貴子	22-3491	本庄市南
	根岸孝明	21-9269	本庄市栗崎
	真々田豊	71-4529	本庄市東台
2月2日(火)	石田九洲男	21-6857	本庄市本庄
	柴﨑厚	22-0606	本庄市栄
	山田米雄	33-6361	上里町七本木
2月3日(水)	浅見秀子	24-0679	本庄市西富田
	塚本富雄	76-0684	美里町下児玉
	野沢一雄	34-2696	上里町神保原町
2月4日(木)	池田敦司	71-7901	本庄市西富田
	黒澤祥一	33-1414	上里町七本木
	山下政信	72-1317	本庄市 児玉町吉田林
2月5日(金)	小暮眞一郎	33-2141	上里町勅使河原
	多賀谷実	21-7871	本庄市見福
	松本悦子	24-1965	本庄市若泉
2月6日(土)	岩堀薫	21-1678	本庄市朝日町
	根岸精一	21-2235	本庄市五十子
	松本和弘	33-0315	上里町三町
	三澤力男	25-7988	本庄市朝日町

日程	税理士名	電話	事務所所在地
2月8日(月)	木村睦子	23-1120	本庄市けや木
	黒田浩次	22-6745	本庄市見福
	須永秀和	22-4867	本庄市前原
2月9日(火)	塚本雅俊	71-4910	上里町七本木
	三沢俊之	21-2800	本庄市朝日町
	日時悟	33-8859	上里町金久保
2月10日(水)	田中圭二	22-3733	本庄市栗崎
	田村加代子	33-8859	上里町金久保
	松本健	24-5614	本庄市本庄
2月12日(金)	田村幸一	71-7808	本庄市下野堂
	宮田昌代	33-2764	上里町七本木
	吉澤政志	71-9945	上里町勅使河原
2月13日(土)	小川輝	21-0888	本庄市牧西
	藤井桂一	21-3625	本庄市見福
	松本純一	33-0315	上里町三町
2月15日(月)	坂本未知夫	22-3179	本庄市けや木
	角谷高之	22-5370	本庄市駅南
	高橋幸一	72-1980	本庄市 児玉町児玉

軽自動車税の税額が変わります

平成26年度及び平成27年度税制改正により、軽自動車税の税額を変更します。

問合せ　税務課　☎0495（77）2116

軽自動車

初度検査の日に応じて、平成28年度以降の税額が変わります。（表1）

※初度検査…新車購入時に、最初にナンバーを取得するための検査

原動機付自転車及び二輪車等

平成28年度から新税額が適用されます。（表2）

表1　軽自動車

車種区分		税額（年額） 初度検査が平成27年3月31日以前の車両	初度検査が平成27年4月1日以降の車両	初度検査後13年が経過した車両
四輪乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
四輪貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三　輪		3,100円	3,900円	4,600円

表2　原動機付自転車及び二輪車等

種　別		税率（年額） 変更前	変更後
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	90cc以下（51cc～90cc）	1,200円	2,000円
	125cc以下（91cc～125cc）	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他（フォークリフト等）	4,700円	5,900円
軽　二　輪	250cc以下（126cc～250cc）	2,400円	3,600円
小型二輪自動車	250cc超	4,000円	6,000円

確定申告書は自宅で作成できます！

問合せ　本庄税務署　☎0495－22－2111（自動音声案内）

還付申告は、確定申告期間（2/16（火）～3/15（火））の前から行えます（土・日・祝日を除く）。

確定申告書の作成は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）「確定申告書等作成コーナー」で画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、簡単に作成できます。

作成した申告書をご自宅のプリンターで印刷すれば、混雑した確定申告会場に行くことなく、郵送等で提出することができますのでご利用ください。また、作成したデータは「e-Tax（電子申告）」を利用して提出することもできます。詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）で確認されるか、税務署にお尋ねください。

※プリンターがない場合でも、ＰＤＦファイルで保存すればコンビニ等で出力可能です。

※ e-Tax（電子申告）のご利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です。）、ＩＣカードリーダライタの購入などの事前準備が必要となります。

確定申告をすれば税金が戻る方

給与所得者で確定申告の必要がない方でも、次のような場合で、源泉徴収された税金が納め過ぎになっているときには、還付を受けるための申告（還付申告）により税金が還付されます。

①災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
②病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
③家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受ける場合など